

# 法改正に伴う工事費内訳書の取扱いについて

令和8年1月  
山陽小野田市水道局

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第12号。以下「入契法」という。)」の改正により、入札時に提出を求めていたる入札金額の内訳(工事費内訳書)に、材料費、労務費等の明示が義務付けられました。このため、工事費内訳書の取扱いを以下のとおりとしましたのでお知らせします。

## 1 主な改正点

### (1) 工事費内訳書への材料費、労務費等の表示

今後は、工事費内訳書に以下の事項をすべて明示(記載)する必要があります。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建設業退職金共済契約に係る掛金

※詳しくは、次ページの＜参考＞に記載しています。

### (2) 発注者が行う工事費内訳書の確認

入札執行(開札時)にあたり、工事費内訳書(水道局様式)に上記(1)の事項がすべて記載されているかを確認します。

記載事項に漏れがある場合は、当面の間の経過措置として(3)のとおりとします。

### (3) 当面の間の経過措置

落札候補者が提出した工事費内訳書に上記の事項の記載漏れがあった場合は、落札決定までに必要事項が漏れなく記載された工事費内訳書または、「入契法第12条に係る工事費内訳書説明書(様式1)」を追加提出していただきます。

なお、追加提出が行われない場合や、追加提出された工事費内訳書等に不備がある場合は、無効入札として取り扱うこととします。

## 2 適用基準日

令和8年1月1日以降に、入札公告または指名通知する工事から適用することとします。

## 3 その他

この取り扱いにあわせて、「電子入札における工事費内訳書の取扱いについて」も作成していますので参照してください。

**<参考> 今回、新たに内訳書に記載すべき項目の内容**

項目	内 容
材料費 (直接工事費の内数として記載)	直接工事費に計上されるもの。主要な材料は必須とし、 <u>雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金の計上はしなくてよい</u>
労務費 (同上)	直接工事費に計上されるもの。積上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費を計上。 <u>市場単価方式や標準労務単価方式、その他の他材工共の施工単価は計上しなくてよい</u>
法定福利費の事業主負担金 (現場管理費の内数として記載)	現場管理費の内数として現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出年金含む)の法定事業主負担額
建退共制度の掛金 (同上)	建退共に加入していない場合は、中退共、自社の退職金制度の費用を計上
安全衛生経費 (工事原価の内数として記載)	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上(関連する費目は多岐にわたっているため、県ホームページを参考に記載すること)

※各事項の記載内容については、山口県技術管理課のホームページを参照のこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>